

学校いじめ防止基本方針

今治市立朝倉小学校
令和6年4月4日改定

1 【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめは、人として決して許されない行為だが、どの子どもにも、どの学校にも起こり得る。そのため、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

いじめ問題への取組は、学校全体で組織的に進め、「いじめを生まない土壌づくり」としての未然防止の活動を教育活動の在り方に関わらせ、すべての児童が生き生きとした学校生活を送れるように、体系的・計画的な実践に取り組む。

2 【学校が設置する組織】

朝倉小学校いじめ防止対策委員会

< 構成員 >

校長、教頭、学級担任、生徒指導主事、教務主任、研修主任、養護教諭（内容に応じて、ハートなんでも相談員、スクールカウンセラーも構成員とする）

いじめ対応組織委員会

< 構成員 >

校長、教頭、学級担任、生徒指導主事、教務主任、今治市教育委員会（内容に応じて、ハートなんでも相談員、スクールカウンセラーも構成員とする）民生児童委員、PTA 会長、学校運営協議会会長

< 役割 >

- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの早期発見・早期対応の取組（相談・通報の窓口情報の収集、記録、共有）
- 被害児童に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 取組評価アンケートの実施・考察
- 校内研修の企画と実施
- 重大事態への対処

< 外部専門家 >

< 関係機関等 >

今治市発達支援センター
今治警察署
福祉総合支援センター
医療機関
ネウボラ政策課

3 【未然防止のための取組】

- 学級経営の充実
（規範意識の高揚、挨拶運動、時間厳守）
- 人権・同和教育、道徳教育の充実
（人権尊重、思いやりの心を育てる活動）
- 主体的な活動（児童会、異学年交流）
- 特別活動の充実
- コミュニケーション能力の育成（言葉や行動の大切さ）
- 相談体制の整備（教育相談の充実・相談員等の活用）
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- 保護者への啓発
- 学校相互間の連携協力体制の整備（幼・保及び朝倉中との定期的な情報交換の実施）
- 体験活動の充実
（生命尊重の気持ちを育てる様々な活動）
- 分かる授業づくり
- 発達障がい等への共通理解
- 校内研修

4 【早期発見のための取組】

- 相談体制の確立と充実（毎月、教育相談強調習慣の設定）
- 早期発見のための研修
- アンケート等調査の工夫
- 教育相談活動の充実（生徒指導研修での確実な情報交換）
- 保護者との連携・情報の共有
- 地域および関係諸機関との連携（見守り隊、朝倉中学校区まもり育てる協議会）
- インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

5 【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認・情報共有
いじめを認知した際には、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。併せて、関係教職員や管理職に報告する。
- 組織「朝倉小いじめ防止対策委員会」での対応（指導体制、方針の決定）
「朝倉小いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 被害児童・保護者に対する説明、支援
被害児童には、事実確認とともに、心の安定を図る。被害児童の保護者には、事実関係や学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。いじめ事案の解決後も児童の様子をしっかりと見届ける。
- 加害児童への指導及び保護者への支援
加害児童には、事実確認を行い、子どもの背景にも目を向け指導する。加害児童の保護者には、正確な事実関係を説明し、よりよい解決を図ろうとする思いを伝え、家庭での指導を依頼する。いじめ事案の解決後も児童の様子をしっかりと見届ける。
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会の指導・助言の下、学校の下に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

6 【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にすると態度の育成
- 子どものサインに気づける関係づくりとコミュニケーション
- 情報機器等の安全で正しい利用法の指導

地域に求めること

- 子どもたちへの見守りと温かい声掛け
- いじめやしてはいけない行為を見かけたときに、注意と家庭・学校への連絡
- 時と場に応じた言動の指導

7 【いじめ防止対策年間計画】

内容 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心のアンケート	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
教育相談	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
家庭訪問、個別懇談	○			○					○			
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者アンケート				○					○			
学校評価・学校関係者評価				○					○		○	